

平成 29 年度第 1 回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

(とき) 平成 29 年 5 月 25 日 (木) 10:00 ~ 12:00

(ところ) 滋賀県庁 北新館 3 階 中会議室

【開会】

健康医療福祉部長あいさつ

【協議事項（１）滋賀県障害者施策推進協議会会長の選出について】

互選により北野委員を選出。

【協議事項（２）滋賀県障害者プランの改定について、（３）小委員会の設置について】

資料 2-1、2-2、2-3、2-4 について事務局より説明

(委員)

- ・小委員会（ワーキングチーム）における議論の結果は、第 2 回または第 3 回の当協議会で報告されるという理解でよいか。
- ・資料 2-1 の「2.今後のスケジュール」における「常任委員会」とは県議会のことか。
- ・小委員会（ワーキングチーム）の委員構成は如何。

(事務局)

- ・現時点でのスケジュールでは、6 月～7 月を目安に小委員会を開催する予定であり、基本的には、9 月開催予定の第 2 回目の当協議会において報告させていただく予定。ただし、既存の会議等必ずしも 9 月までに開催できない分野もあり、それらについては、第 3 回目の当協議会等で報告させていただく。
- ・県議会のことである。なお、障害福祉を所管しているのは厚生産業常任委員会であり、常任委員会で説明することで、議員の皆様からも意見をいただき、検討を深めていく予定である。
- ・委員構成については現在検討中である。前回の構成を参考に、様々な機関やお立場の方から意見をいただけるようにしていきたい。また、小委員会の委員については、当協議会運営要綱により会長が委嘱することとなっており、会長と協議の上進めてまいりたい。

(委員)

- ・骨子案の段階（9 月開催予定の第 2 回目の当協議会）で、できるだけ多くの小委員会の議論結果が揃うよう、可能な範囲で努力いただきたい。

(委員)

- ・資料 2-2 の「情報コミュニケーション」の所属欄が空欄となっているのは何故か。
- ・情報コミュニケーションの分野において災害対応を議論することはどういうことか。もう少し詳しく説明いただきたい。

(事務局)

- ・所属欄は障害福祉課以外の関係所属を記載しており、空白の分野は障害福祉課において対応させていただくという意味である。
- ・情報コミュニケーションの分野については、例えば、熊本の震災において様々な課題がある中で、特に視覚障害のある方や聴覚障害のある方など障害のある方への情報コミュニケーションの保障が十分でなかったというふうに聞いている。情報コミュニケーションの分野では、そうした観点も含めて議論をしていただく予定であるが、災害対応全般については、是非、各分野においても、その分野における対応等について議論いただきたい。情報コミュニケーションの分野では、災害時に限らず、平時における情報コミュニケーションの保障など、情報コミュニケーションについて幅広く議論をしていただく予定。

(委員)

- ・障害児福祉計画については、資料2-2の「障害児支援」分野で議論されると思うが、障害児支援については、乳幼児期から成人期において非常に多岐にわたる機関が関わってくる。行政内では教育委員会や労働雇用政策課などが関係してくると思うが、そうした関係所属とも連携の上進めていくという理解でよいか。

(事務局)

- ・当然、障害児支援の分野の中には教育も関係し、逆に、教育の分野においては生活支援などの視点に関係してくると思われるので、委員のご指摘を踏まえ、分断されることのないよう検討しながら進めていきたい。

(委員)

- ・国や世界の流れとしては、障害別という縦割りの分野分けよりも、就労、交通、地域生活、医療、教育、余暇活動など横断的な考えが主流になってきているはずである。現在の分野の分け方を見直す考えはあるか。

(事務局)

- ・委員のご指摘のとおり国や世界の潮流は分野横断的な考え方が主流だと認識している。そういった意味では、資料2-2の「地域包括ケアシステム」という分野を設けているので、この分野で特にご意見を集約したいと考えているが、必ずしも、資料2-2にある分野で全ての意見が出尽くすのは難しいと考える。小委員会は、現場の課題をブレインストーミング的に出させていただくことを大きな目的としているので、各分野の中で他分野連携という意見がある場合は、是非、各分野において自由にご意見をいただければと思う。また、大きな仕組みの話しであるので、不足していることについては、是非当協議会本体でもご意見をいただきたい。

(委員)

- ・発達障害や精神障害、難病などは、全体の中で支援がなかなか進んでこなかったという過去がある。そういった意味では、そうした部分を切り出して全体の底上げをすることは必要と考える。しかし一方で、障害福祉計画に係る国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とされており、精神障害に特化しすぎているようにも思える。滋賀県では大きな地域包括支援の絵を描いてほしい。

(事務局)

- ・参考資料1にあるとおり、今年度部内で多くの計画の改定が予定されている。調和の取れた障害者プランにしていきたい。

(委員)

- ・参考資料1の「『誰一人取り残さない』社会の実現」という大きなビジョンについての総合的な計画の委員会はあるのか。

(事務局)

- ・委員会としては存在しない。考え方である。

【報告事項（1）共生社会づくりを目指すための条例の検討について】

資料3 について事務局より説明

(委員)

- ・資料2-2に、障害者プランの改定に係る小委員会において、条例の議論もする予定との記載があるが、一方で資料3には、社会福祉審議会に諮問したという記載がある。条例検討を進める上で、小委員会と社会福祉審議会の関わりは如何。

(事務局)

- ・条例の検討にあたっては、あらゆる場面・機会を通じて、できるだけ多くの方からご意見をいただきたいと考えている。また、プランの改定と連動させることで、より実行性のある条例になると思われることから、全ての小委員会において条例の意見も伺いたいと考えている。ただし、諮問したのはあくまで社会福祉審議会になることから、最終的には、その取りまとめは社会福祉審議会で行われることになる。当協議会で出された意見については、社会福祉審議会に報告し、その上で議論をしていただくつもりである。また、社会福祉審議会での議論内容については、当協議会で報告させていただく予定である。

(委員)

- ・我々は、手話言語条例の制定を求める運動を続けている。手話言語条例と差別解消に関する条例を別々にするという流れもある。この2本の条例において、どこに含め、またどこに持っていくのか不明なところがあるので、また検討いただきたい。

(委員)

- ・ 上乘せ・横出しの両方を行ってる9県とはどこのことか。
- ・ 滋賀県で検討している条例は上乘せ・横出しを含めた条例という理解でよいか。
- ・ 社会福祉審議会からの答申を受けた後のスケジュールは如何。

(事務局)

- ・ 9県は、岩手県、茨城県、千葉県、富山県、奈良県、愛媛県、長崎県、大分県、沖縄県である。
- ・ 昨年度までの議論を踏まえ、県の考え方としては上乘せ・横出しが必要と考えているが、最終的には社会福祉審議会の中で議論いただくこととなる。
- ・ 今年度、社会福祉審議会において骨格案を議論いただき、まとめれば、翌年度に条文の策定作業に入ることになる。最短のスケジュールを考えれば翌々年度と推測されるが、これはあくまで一例のパターンであり、明確な時期についてはお答えいたしかねる。ただし、いたずらに時間をかけるものではないと考えている。また、納得感や滋賀らしさというものは大切にしていきたい。

(委員)

- ・ 「不幸」という概念は、人によってそれぞれイメージも異なり、また、あまりにも抽象的で理念的でもある。実効性のある条例とは言えないのではないか。障害者を救済する内容の条例、差別解消法を補完する内容の条例とすべきである。

(事務局)

- ・ 社会福祉審議会でも議論されるので、頂戴したご意見をしっかりと報告させていただく。

(委員)

- ・ 国の会議の際には、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーということが必ず出てくる。そのあたりのことについて、国の動向を踏まえ、県の条例や計画にも反映できるよう進めていきたい。

【報告事項（2）自殺対策計画の策定について】

資料4 について事務局より説明

(委員)

- ・ 自殺対策連絡協議会の主な構成委員は如何。

(委員)

- ・ 精神科の医療関係者、市町の保健師等、患者団体、お亡くなりになられたご遺族の代表、警察、消防、大学教授等である。

(事務局)

- ・ 委員にお答えいただき大変申し訳ありません。石田委員の回答のとおりである。

(委員)

- ・参考資料1の「障害者」に「等」がついているのは何故か。

(事務局)

- ・自殺対策基本計画やアルコール健康障害対策推進計画などについては、いわゆる障害者基本法で定める障害者以外の方も施策の対象になることがあることから「等」で表現している。

【報告事項（3）アルコール健康障害対策推進計画の策定について】

資料5 について事務局より説明

(委員)

- ・資料5の1ページ目の表の「不適切な飲酒の状況」における未成年の対象者は如何。恒常的な者が対象か、または一度でも飲酒したらカウントされるのか。

(事務局)

- ・過去30日以内に1回以上飲酒した者の割合である。

【報告事項（4）第65回精神保健福祉全国大会の開催について】

資料6 について事務局より説明

- ・質問なし